

〔事案 30-89〕 契約解除取消請求

・平成 31 年 4 月 8 日 裁定不調

※本事案の申立人は〔事案 30-88〕の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人から告知は必要ないといわれたこと等を理由として、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

心臓病により入院し手術を受けたので、平成 28 年 8 月に契約した終身保険の入院特約にもとづき、入院および手術給付金を請求したところ、告知義務違反があったことを理由として、契約を解除されるとともに、責任開始期前発病を理由に各給付金の支払いを拒否された。しかし、以下等の理由により、告知義務違反による解除を取り消して、入院および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)告知書は募集人同席のもと自宅で作成し、募集人が持ち帰ったが、告知対象期間内の健康診断で心電図の異常が見つかったが医師から問題ないと言われたこと等を詳細に記入した。
- (2)後日、代理店店舗に出向いた際、募集人から「医者が大丈夫と言うなら書かなくて良いのでは」と言われたので、あらためて告知書を作成して提出している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は告知日より前に、申立人宅で申立人に、白紙に、再検査の指摘を受けて結果が出るまでの状況を記載してもらったことはあるが、実際の告知書は、申立人が代理店店舗で作成しており、再検査結果は「異常なし」であったとのことであったのでその旨を記入してもらった。
- (2)申立人は告知対象期間内に心臓病と診断され、カルテにも経過観察とあるので、責任開始期前の発病は明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時およびその後のやり取りの状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時に募集人が不適切な指示をしたとは認められず、保険会社が各給付金を支払うべきであるとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)申立人は、告知書の全質問に「いいえ」と回答しながら、契約して約 1 か月後には募集人に対し、病院で心臓の異常の指摘を受けたが給付金は支払われるのか、契約は継続できるのかと、複数回問い合わせしている。
- (2)募集人が上記問い合わせを受けた時点で病歴や実態まで詳細に確認していれば、申立人は解約等の判断をできた可能性が高いと考えられる。